

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に私の分も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、申立期間中の昭和39年8月7日に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の40年4月から申立人が結婚する前月の43年4月までの保険料は全て納付済みである。

また、申立人が20歳に到達した昭和38年*月から申立期間直前の39年3月までの保険料は過年度納付されているほか、申立人の両親は国民年金の拠出制度が開始された36年4月から60歳に到達する前月までの保険料は全て納付済みであるなど、保険料を納付していたとする父親の納付意識の高さが認められることから、申立期間の保険料についても納付されていたとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は18万2,000円、同年12月21日は22万5,000円、17年7月29日は18万2,000円、同年12月16日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月21日
③ 平成17年7月29日
④ 平成17年12月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。保険料控除を確認できる賞与明細書等の資料は保管していないが、賞与を支給された記憶があるので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与変動項目一覧表において確認できる賞与額から、平成16年7月16日は18万2,000円、同年12月21日は22万5,000円、17年7月29日は18万2,000円、同年12月16日は22万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月2日は41万5,000円、同年12月28日は40万5,000円、17年8月1日は63万2,000円、同年12月22日及び18年7月28日は58万7,000円、同年12月26日は75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年8月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与が支払われたことは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、申立人から提出された平成17年夏期の賞与支払明細書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る賞与支給日については、A社の元社会保険事務担当者の供述から判断すると、平成17年8月1日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び管轄税務署から提出された確定申告書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、63万2,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間③、④、⑥、⑦及び⑧について、申立人は、当該期間に係る賞与支払明細書を保有していないが、上記確定申告書及び元社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る賞与支給日については、上記元社会保険事務担当者から提出された家計簿兼メモから判断すると、平成16年8月2日、同年12月28日、17年12月22日、18年7月28日及び同年12月26日とすることが相当である。

また、当該期間の標準賞与額については、上記確定申告書等において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月2日は41万5,000円、同年12月28日は40万5,000円、17年12月22日及び18年7月28日は58万7,000円、同年12月26日は75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記元社会保険事務担当者は、申立期間③から⑧までに係る賞与額の届出を行うことを失念した旨回答していることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①及び②について、上記元社会保険事務担当者は、賞与の支給は無かったと回答している上、申立人も賞与の支払及び保険料の控除を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（後に、A社B支社）における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和 46 年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A社に在籍していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、同社に在籍したままC社に出向しており、申立期間②については、同社からA社に戻った時期であるが、申立期間①及び②においても継続して勤務し、出向中も同社の給与体系の下で同社から給与の支払を受けていたため、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された申立人に係る経歴書により、申立人は、昭和 42 年 4 月 1 日に同社に入社後、43 年 8 月 26 日に同社B支店から同社本社に所属が変更されるとともに、同社本社に在籍のままC社に出向となり、46 年 5 月 1 日に出向が終了しA社本社の所属から同社B支店に異動したことが確認できることから、出向が終了した後も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び申立人と同時期にA社からC社に出向した同僚 3 人は、「出向中も

A社の給与体系の下で同社の名前が記載された給与袋と給与明細書により、出向前後と変わりなく同社から給与を支給されていた。」と回答している。

さらに、申立人は、「出向時は昭和43年8月31日までA社B支店に勤務し、出向終了時は46年4月30日までC社に勤務していた。」と供述しており、申立人に係る雇用保険の加入記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における46年3月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の標準給与月額と相違している。申立期間に係る給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 41 万円と記録されているところ、A 社が加入していた厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、平成 8 年 10 月からの標準給与月額は 44 万円と記録されている上、同社が加入していた健康保険組合も、これと同様の記録である旨回答している。

また、上記厚生年金基金から提出された申立人に係る算定基礎届により、平成 8 年 10 月からの標準給与月額は 44 万円であることが確認できる。

さらに、B 社は、「申立期間当時、手書きの複写用紙を健康保険組合に提出し、当該健康保険組合から社会保険事務所及び厚生年金基金に回付していたので、届出内容に差異は生じない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（44 万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員が保有している申立期間に係る給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月16日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において内部異動はあったが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る人事記録（社内履歴）及び同社の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和51年5月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、A社が申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成16年6月28日の標準賞与額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年夏季賞与明細書及び預金通帳の写し並びにA社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る賞与支給日については、上記預金通帳により、平成16年6月28日に上記賞与明細書において確認できる差引支給額が振り込まれていることが確認できることから、同日とすることが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているが、オンライン記録により、A社における被保険者全員

の申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認できることから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 8 日

申立期間において賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

グループ企業の社員について給与及び社会保険に係る業務を行っているB社から提出された賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から7年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から7年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していた。申立期間の定額保険料が納付済みであるのに、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたとしているが、オンライン記録では、申立期間に係る付加保険料納付の申出を行った記録は無く、申立人の付加保険料納付の申出日は申立期間直後の平成7年2月3日である上、申立人が申立期間に係る付加保険料納付の申出を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に居住していた区は、付加保険料納付の申出があった場合は定額保険料と付加保険料を合算した保険料を一枚の納付書により収納しており、行政機関等が付加保険料の納付についてのみ未納とする処理を行ったとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、平成3年4月から学生も国民年金に加入しなければならなくなったので、国民年金保険料の免除申請に必要な書類を実家の母に整えてもらい、同年4月初めに区役所の特設窓口で保険料の免除申請手続きを行い、申請が受理されたことを明確に記憶している。申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとしているが、オンライン記録では、申立期間の国民年金被保険者の資格取得及び喪失の記録は、申立期間より後の7年7月25日に入力されていることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月頃に払い出されたと推認でき、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料の免除申請を行うことはできない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続きを行った覚えは無く、年金手帳を交付された記憶も無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年6月まで

私は、昭和52年6月頃に区役所から国民年金保険料を当時と同じ金額で遡って納付することができるという案内を封書でもらい、すぐに未納期間の保険料を当時取引のあった銀行員に渡して一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月頃に申立期間の国民年金保険料を当時と同じ金額で一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から申立期間後の54年8月頃に払い出されたと推認でき、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳とは別の手帳を所持したことはないと述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和52年分、53年分及び54年分の確定申告書を提出しているが、52年分及び53年分の社会保険料控除欄には金額が記載されておらず、54年分の社会保険料控除欄には「252,260」の記載があるものの、当該確定申告書を作成したとする申立人の姉から聴取することができないことから、当該金額の内訳は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から48年3月まで
私が20歳の時(昭和46年*月)に市の職員が自宅に来て国民年金に加入するようと言ったので、私の父は、その場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間当初の国民年金保険料を納付し、その後の保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和46年*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間当初の国民年金保険料を納付し、その後は申立人が保険料を納付していたとしているが、申立人が申立期間当時に居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿の資格取得の処理日及び国民年金手帳の発行日から、申立人の国民年金手帳記号番号は48年8月頃に払い出されたと推認でき、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている国民年金手帳とは別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から46年3月までの期間、48年4月、同年5月、49年12月、50年1月、54年12月及び55年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から46年3月まで
② 昭和48年4月及び同年5月
③ 昭和49年12月及び50年1月
④ 昭和54年12月及び55年1月

私は、昭和48年6月に婚姻する前に姉にお金を渡して、国民年金保険料を遡って納付してもらった。その後、姉は、私と妻が49年12月に転居するまで、私と妻の保険料を集金人に納付してくれ、転居した後は、妻が夫婦二人分の保険料を郵便局や金融機関で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻によれば、申立人は、昭和48年6月に婚姻する前に申立人の姉にお金を渡し、国民年金保険料を遡って納付してもらったとしているが、その時期及び金額に関する記憶が明確ではなく、保険料を納付したとする姉から聴取することもできないことから、保険料納付の状況は不明であるほか、国民年金被保険者台帳により、申立人は、48年4月に姉が居住する市に国民年金上の住民を登録していることが確認でき、同年同月時点では申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④を通して同一市内に居住しており、これらの期間はいずれも2か月であり、当該市の当時の保険料収納単位が2か月であることから、行政機関、金融機関等が特定の被保険者に対して保険料収納に係る事務処理を3回も誤ったとは考え難い上、申立期間④直後の昭和55年2月及び同年3月については、申立人は保険料納付済期間で、妻は保険料申請免除期間であることから、夫婦の納付記録は必ずしも一致していない。

そのほか、申立人の姉及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月から31年7月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、B市にあったC社の社員食堂で調理補助や食器洗いなどの業務に従事しており、食堂の責任者を含め複数の同僚の名前も覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が解散した当時の取締役は、当時の書類を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

また、申立期間当時、A社において経理又は社会保険事務を担当していたとする複数の元従業員は、社員食堂は事業としてもうからないので、同社の元従業員などに声をかけ、名義貸しのような形で経営させており、また、申立人が責任者と記憶している者がC社で社員食堂を経営していた記憶はあるが、当該者は、当時、A社の従業員ではなく、C社の社員食堂に勤務していた者に係る社会保険事務手続をA社で行ったことはない旨供述している。

さらに、申立期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が責任者と記憶している者を含めた複数の同僚に係る被保険者記録を確認することができない。

加えて、申立期間において被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したところ、自身の職種は、喫茶店従業員、百貨店等売店販売員又は製菓工場従業員などとしており、社員食堂に勤務していたとする者を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年頃から 63 年頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業・法人登記簿謄本及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社が設立された直後の昭和 58 年 4 月 28 日から 60 年 9 月 5 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 61 年 1 月 21 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の業務を引き継いだとする元従業員は、雇用保険の資格取得日が昭和 60 年 10 月 1 日とされているところ、自身の入社前に申立人は退職していた旨供述している上、A社が厚生年金保険の適用事業所となった後において、複数の元従業員に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は符合していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は既に死亡しており、同社は平成 16 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の親会社とされるB社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書は所持していないが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 45 年 7 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社から提出された昭和 45 年 7 月 2 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された者は、同社に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しているが、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が記憶する複数の元同僚については、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の被保険者記録がおおむね一致していることが確認できるところ、申立人については雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 18 日から 25 年 4 月 16 日まで
A社B支店（現在は、C社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた父の勧めで働いたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事労務部担当者は、当時の従業員の雇用形態や厚生年金保険の取扱いについては関係資料が無いため分からないが、正社員の場合は社員カードを保管しており、申立人の父がA社B支店D営業所において工務係として勤務していた記録は確認できるものの、申立人の社員カードは保管されていない旨供述している。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していた元従業員 22 人に照会を行い 14 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、同社における申立人の勤務実態を確認することができなかった。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、前職のE社における被保険者記録の記載は確認できるが、A社B支店における被保険者記録は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年6月30日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、事業主も所在不明のため照会できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚二人に照会したところ、いずれの者も申立人を記憶していたものの、申立人の退職時期を特定できる供述は得られなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有する従業員のうち、所在の判明した69人に照会したところ、47人から回答を得たが、いずれの者も、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことを覚えていない旨回答している。

さらに、複数の従業員から、A社において社会保険事務に従事していた複数の者の氏名が挙げられたが、既に死亡しているか、名字のみのため本人を特定することができないことから照会できず、又は所在が判明し照会したものの回答が得られなかったため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 26 年 11 月 1 日まで
A 庁に昭和 24 年 1 月から 26 年 10 月まで勤務したが、24 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの 5 か月間の厚生年金保険の加入記録しか見付かっておらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が作成した昭和 58 年 11 月 24 日付けの履歴書から判断すると、申立人が申立期間において A 庁に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 庁に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同庁は昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 庁の事務を引き継いでいる B 省の共済組合は、関係部局にも確認したが、人事記録は保存期限 30 年経過済みのため、申立人の記録は確認できず、また、申立期間当時の厚生年金保険の届出及び保険料の控除については不明である旨回答している。

そこで、申立人と同様に、A 庁が適用事業所でなくなった昭和 24 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失している者で所在の判明した 17 人に照会し、回答のあった 10 人のうち 7 人が同日以後も同庁に勤務していたと回答しているところ、オンライン記録によると、当該 7 人の同庁における同日以後の勤務期間に厚生年金保険の被保険者記録を確認できる者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月頃から同年 10 月頃まで
A社に営業職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有しているA社における昭和 53 年 5 月 1 日付けの社員旅行の写真及び申立期間当時に申立人と一緒に勤務していたとする複数の従業員の供述から、期間は特定できないが、申立人が申立期間当時において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和 59 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の申立期間における勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、かつ、連絡先の判明した従業員 39 人に申立人の申立期間における勤務及びA社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、25 人から回答があり、そのうち複数の従業員は、申立人と同じ営業職には入社後、数か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険等の社会保険に加入していなかったと供述している。

このため、上記 25 人の従業員のうち、A社において申立期間当時、申立人と同じ営業職であって自身の入社日を記憶している 4 人について、入社日と上記被保険者名簿における被保険者資格取得日とを比較したところ、いずれの者も入社したとする月から、3 か月から 6 か月経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同社の営業職の従業員については、社会保険に加入しない試用期間があったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 22 日から 44 年 11 月 1 日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先が不明であり、同社及び事業主から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA社において上司であったとする者は、既に死亡しているため、申立人が同社において同僚であったとする者のほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者記録があり、かつ、連絡先が判明した従業員 25 人に申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、申立人の勤務については、当該同僚は、「姓に聞き覚えがある気がする程度で、明確な記憶は無く、勤務期間も分からない。」としており、回答のあった他の従業員 13 人は、いずれも申立人の記憶は無いとしている。

加えて、A社の厚生年金保険の取扱いについては、同社において給与計算事務を担当していたとする従業員一人を除く全員が、同社における厚生年金保険の取扱いは不明であるとしているものの、当該給与計算事務担当の従業員は、「申立人については、昭和 43 年 10 月 22 日に被保険者資格を喪失している理由は退職以外に考えられず、申立期間における厚生年金保険料の控除は無いはずである。」としている。

なお、上記被保険者名簿では、申立人は、昭和 43 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 22 日に資格を喪失したことが記載されている上、同月内に資格を取得及び喪失したことを示す「同月得喪」の押印があることが確認できるところ、日本年金機

構は、「通常、厚生年金保険の資格喪失日が月の途中の場合、当月の厚生年金保険料は徴収しないが、資格取得日と資格喪失日が同じ月である「同月得喪」の場合は、当該月の厚生年金保険料の徴収が必要となることから、当該届出に係る資格取得日及び資格喪失日を確認の上、確認したことを記録として残すため、当該被保険者名簿に「同月得喪」の押印をしていた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 21 日から同年 3 月 21 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も講師として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る資料を管理しているB社が保有する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、A社が申立人の厚生年金保険の資格取得日をオンライン記録と同日の昭和 55 年 3 月 21 日と届け出ていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険の資格取得日も昭和 55 年 3 月 21 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の教室部門が独立して新会社を設立した際に、A社、当該新会社及び申立人の間で取り交わされた申立人の退職金に係る同意書では、申立人のA社における入社日は、昭和 55 年 4 月 1 日と記載されており、申立人はこれに同意し、捺印していることが確認できる。

このため、申立人の申立期間における勤務について、B社に照会したところ、申立人の勤務期間が確認できる人事資料等を保有していないことから、不明であるとしており、また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚及び従業員に申立人の勤務の状況について照会したが、回答のあった全員が不明であるとしており、申立人の申立期間に係る勤務については確認することができない。

また、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除については、B社及び申立期間当時にA社の経理担当であった者が、上記決定通知書により、同社が申立

人の資格取得日を昭和 55 年 3 月 21 日と届け出ていることから、控除していないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24829 (事案 1534 及び 21866 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 6 月 10 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間には適用事業所になっていない等の理由により、記録訂正を行う必要が無い旨の回答があった。

その後、新たな情報として、申立期間①において通院し健康保険証を使用したことを証言してくれる友人を思い出したことから、再度申し立てたところ、当時使用した健康保険証を確認することはできず、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないため記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

今回、新たに「国民年金保険料納付記録の照会について (回答)」を提出するとともに、前回の情報について再度調査して、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) A社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 38 年 7 月 1 日から 46 年 3 月 26 日までであり、申立期間①及び②は適用事業所となっていないこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができないこと、iii) 同社において 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入した従業員は、申立期間①に国民年金に加入しており、46 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失した従業員は、同月から厚生年金保険料が控除されていなかったと供述していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな情報として、申立期間①においてA社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人を思い出したので、調査してほしいと再度申立てを行っているが、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているものの、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない上、申立人が申立期間①及び②に受診したと供述している3か所の病院に再度照会を行ったが、いずれの病院も申立期間当時のカルテ等を保存していないと回答しているため、病院から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成23年11月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を提出し、国民年金に加入したことはなく、A社に勤務し保険料を納めていたと主張するとともに、申立期間において同社の健康保険証を使用し病院で受診したことを証明できる友人に再度照会してほしいとしている。

しかしながら、今回新たな資料として提出された「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」により、申立期間①は国民年金の被保険者期間ではあるが保険料は納付されておらず、申立期間②は国民年金への加入及び保険料納付が確認できないとされているものの、この資料からは申立期間にA社の事業主から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。また、前回の申立てにおいて、申立人が名前を挙げた友人に照会を行っているが、再度照会したところ、当該友人は、申立期間①に申立人が病院で受診したことは記憶しているが、申立人が使用した健康保険証については記憶していないため、当該友人から申立人が当時使用した健康保険証を確認することはできない。

以上のことから、今回、申立人が主張する新たな資料及び情報は、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、そのほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。